

予算と税金(その1)

村づくりの根幹となった

予算と税金(村税)

大正一〇年(一九二一)四月一日、野付牛町から分村し端野村が誕生しました。

五月一〇日に初めての村会(議会)が開催され、新しい地方自治としての重要な案件を審議議決し、村政の第一歩を歩み始めました。

このことは「ふるさと端野24・25・26号、(小さな役場、初めての予算と税金)二八年九月、一〇月、十一月発行」でその概要を記しましたが、今回から、村づくりの根幹となった「予算と税金」について、分村時から大正期、昭和前期(二年〜二〇年)、戦後の混乱期から高度経済成長期を迎えた昭和四〇年代までを区分しその概要を記し、ふるさと端野の村づくりの一面を見ていきたいと思います。

大正期の予算と税金(村税)

分村した大正一〇年度(一九二一)から同一五年度(一九二六)までの端野村における予算と税金(村税)の割合は、次表の通りでした。

▼端野村における予算と税金(村税)の割合

歳入(収入)の部

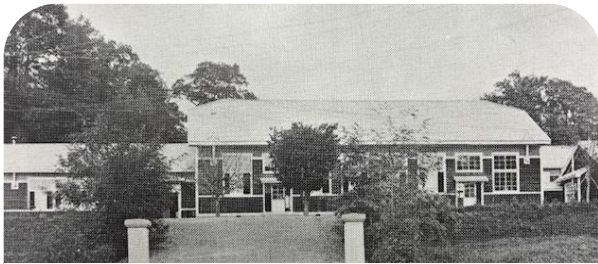
年度	予算総額	村税の額	予算額に占める村税の割合
大正10年	29,939 円	28,094 円	93.8%
同 11年	34,691 円	27,364 円	78.9%
同 12年	40,258 円	27,714 円	56.5%
同 13年	33,105 円	24,333 円	73.5%
同 14年	40,020 円	24,156 円	60.4%
同 15年	47,575 円	25,473 円	53.5%

歳出(支出)の部 (主要支出別)

年度	予算総額	役場費(割合)	教育費(割合)	備考
大正10年	29,939 円	10,180 円 (34.0%)	16,582 円 (55.4%)	
同 11年	34,691 円	11,779 円 (34.0%)	17,716 円 (51.1%)	役場庁舎 4,200
同 12年	40,258 円	7,861 円 (19.5%)	17,471 円 (43.4%)	端野橋 8,100
同 13年	33,105 円	8,304 円 (25.1%)	19,983 円 (60.4%)	
同 14年	40,020 円	9,537 円 (23.8%)	16,122 円 (40.3%)	
同 15年	47,575 円	9,796 円 (20.6%)	32,673 円 (68.7%)	緋牛内小学校増築 川向分校新築

歳入(収入)の七割弱が村税

大正時代における端野村の予算総額に占める村税の割合は、表に記載した通りであり、平均で六九・四%となっており、近年の国の予算総額に占める税収の割合が約六割(ただし借金(国債)が三割)、市町村合併前の端野町における予算総額に占める町税の割合が約二割弱からみますと、医療や福祉、年金、社会資本の整備等の事業が充実した現在とは比較できませんが、その当時では自立した行政運営であったといえます。



▲緋牛内小学校 (大正15年増築)



▲川向分校 (後の協和小学校 大正15年新築)



▲役場庁舎 (大正11年秋竣工)

村税の税目

大正時代における村税の税目は、次の通りでした。

(1) 国税及び地方税（道府県税）の納税者に対し、法律で定める範囲内において、村会の議決を得て「付加」して課税する税

○ 国税分として、營業税割・所得税割・鉦山税割

○ 地方税分として、營業税割・雜種税割

(2) 村独自で法律の範囲内で村会の議決を得て課税できる税

○ 特別税戸数割（現在の市民税に相当

税に相当

村独自で課税できる特別税戸数割は端野村に在住する全ての方々（村長が村会の議決を得て納税免除する者を除く）に課税され、等級別の納税額の決定及び住民一人ひとりの等級査定は村会において審議し決定されることになっていました。また、特別税反別（段別）税割は、土地（宅地、農地、山林、原野等）を所有する方々に課税する村税で、地目別の等級及び税率の決定も村会において審議決定することになっており、村会に大きな権限がありました。

なお、大正期における村税総額のうち、村独自で課税できる特別税戸数割、特別税反別（段別）税割が、約九割（平均で八八・一％）を占めていました。

歳出（支出）の五割以上が教育費

分村時、端野村には、端野尋常高等小学校・緋牛内尋常小学校・登位加（北登）・少年（忠志）教授場の四校があり、この学校運営に要する経費は国からの補助金（大正一〇年には国庫下渡金として六五〇円）があるものの、表面の表のとおり、大正期においては予算総額の五割以上（平均で五三・二％）を教育費が占めていました。

昭和一六年（一九四一）四月一日に施行された「国民学校令（※）」が施行されるまで、尋常小学校（高等科も含む）の設置者の負担が続きました。

そのため端野村では、学校運営費の一部に充てるため、高等科の生徒に対し授業料（大正一〇年度から同一五年度までは生徒一人、月六〇銭。ただし、二人以上の場合には二人目から半額、昭和二年度から一五年度までは月五〇銭、二人目からは半額）を徴収しました。

※「国民学校令」は「全ての保護者は六歳から満一四歳までの八年間、児童を国民学校に通学させる義務を負う。また、この期間の学齢児童を労働力として使用してはならない。」という教育の義務化を明確にし、これまでの尋常小学校を「国民学校」に改称する。これとともに国民学校の運営に要する経費（職員給与のみ）は国が負担する。という規定。

役場費は三割弱

（村長、書記の給与は道庁が負担）

分村当時の端野村役場の職員は、村長・収入役・書記二人・書記補四人・給仕二人の九人でした。

戦前の北海道町村制は一級町村と二級町村制になっており、分村時の端野村は二級町村の指定をうけました。二級町村は、自立した町村運営が難しかったため、村長は北海道長官が任命し、助役は設置できなく、収入役は村会の承認を得て任命ができ、職員のうち書記以上の職員は支庁長が任命し、村長、書記以上の職員の給与（手当や旅費は除く）は道庁が負担することになっていました。

そのため、役場費の人件費のうち村長、書記二人の給与は端野村が負担しないで済み、他の事業に充てることができました。

一級町村の指定を受けると、村長の選任は村会の議決により選任でき、助役、収入役は村会の承認を得て村長が任命し、職員はすべて村長が任命することができるようになります。しかし、村長、書記の給与費は村の負担となります。また、村長や議会の権限も大幅に増え、自立した行政運営ができるようになります。

端野村は、昭和四年（一九二九）四月一日、一級村に指定されましたので、この間は、村長・書記の給与は道庁が負担しました。

なお、分村時の村長ほか九名の体制は大正一五年度まで継続されました。